

令和 7 年度

第 1 回

日向市国民健康保険運営協議会

◎日時：令和 7 年 5 月 29 日（木）
午後 7 時 00 分～

◎会場：日向市庁舎 4 階委員会室

会 次 第

- 1 開会
- 2 新任委員委嘱状交付
- 3 副市長あいさつ
- 4 会長選任
- 5 会長あいさつ
- 6 会議録署名委員の選出
- 7 審議
 - （1）令和 6 年度日向市国民健康保険事業特別会計の補正予算
（3 月 31 日専決）について
 - （2）日向市国民健康保険税条例の一部改正について
 - （3）令和 7 年度日向市国民健康保険税の税率について
- 8 県内保険税水準の統一について
- 9 その他
- 10 閉会

《目次》

○審議事項

(1) 令和6年度日向市国民健康保険特別会計の補正予算(3月31日専決)について	P 1
(2) 日向市国民健康保険税条例の一部改正について	P 3
(3) 令和7年度日向市国民健康保険税の税率について	P 4
令和7年度「国民健康保険税」税率算定の基礎データと国保の税率	P 4
国保被保険者数	P 6
医療費(費用額)	P 6
一人当たり医療費(費用額)	P 6
県内26市町村国民健康保険一人当たり医療費	P 7
令和6年度国民健康保険事業特別会計(決算見込)総括表	
【歳入】	P 8
【歳出】	P 9
国民健康保険基金積立金の状況	P 10
県内九市国民健康保険基金積立金の状況	P 11
令和7年度国民健康保険事業特別会計 当初予算 総括表	
【歳入】	P 12
【歳出】	P 13
日向市国保被保険者の所得と固定資産の状況	P 14
令和7年度の保険税率の試算(国保標準システム)	P 14
日向市国民健康保険税の税率等の推移	P 15
県内九市の国民健康保険税賦課状況	P 16
○県内保険税水準の統一について	P 17
○その他	P 18
子ども・子育て支援金制度について	P 18
マイナ保険証の利用状況について	P 18
関係法令	P 19
日向市国民健康保険運営協議会委員名簿	P 22
日向市国民健康保険関係職員名簿	P 23

(1) 令和6年度日向市国民健康保険特別会計の補正予算(3月31日専決)について

補正予算額 1,276千円

【歳入】

(単位:千円・%)

科 目				補正前		3月31日専決補正				
				当初予算額	構成比	補正額	増減率	補正後予算額	構成比	
国民健康保険税	一 般 分	医 療 給 付 費 現 年 分		745,175	10.76	△ 84,000	△ 11.27	661,175	9.54	
		後 期 高 齢 者 支 援 金 現 年 分		234,642	3.39	△ 24,000	△ 10.23	210,642	3.04	
		介 護 納 付 金 現 年 分		71,627	1.03	△ 12,000	△ 16.75	59,627	0.86	
		医 療 給 付 費 滞 納 繰 越 分		30,437	0.44		0.00	30,437	0.44	
		後 期 高 齢 者 支 援 金 滞 納 繰 越 分		9,166	0.13		0.00	9,166	0.13	
		介 護 納 付 金 滞 納 繰 越 分		5,330	0.08		0.00	5,330	0.08	
		小 計		1,096,377	15.83	△ 120,000	△ 10.95	976,377	14.09	
	退 職 分	医 療 給 付 費 現 年 分		0	0.00		0.00	0	0.00	
		後 期 高 齢 者 支 援 金 現 年 分		0	0.00		0.00	0	0.00	
		介 護 納 付 金 現 年 分		0	0.00		0.00	0	0.00	
		医 療 給 付 費 滞 納 繰 越 分		1	0.00		0.00	1	0.00	
		後 期 高 齢 者 支 援 金 滞 納 繰 越 分		1	0.00		0.00	1	0.00	
		介 護 納 付 金 滞 納 繰 越 分		1	0.00		0.00	1	0.00	
		小 計		3	0.00	0	0.00	3	0.00	
	計				1,096,380	15.83	△ 120,000	△ 10.95	976,380	14.09
一 部 負 担 金				4	0.00		0.00	4	0.00	
分 担 金 及 び 負 担 金				2	0.00		0.00	2	0.00	
使 用 料 及 び 手 数 料				1,037	0.01		0.00	1,037	0.01	
国庫支出金		災 害 臨 時 特 例 補 助 金		1	0.00		0.00	1	0.00	
		出 産 育 児 一 時 金 臨 時 補 助 金		0	0.00		0.00	0	0.00	
		社会保険-税番号制度システム整備費等補助金		2,196	0.03		皆増	2,196	0.03	
		計		2,197	0.03	0	0.00	2,197	0.03	
都道府県支出金	都道府県補助金	普 通 交 付 金		5,024,971	72.53		0.00	5,024,971	72.52	
		特 別 交 付 金	保険者努力支援分		32,415	0.47		0.00	32,415	0.47
			特別調整交付金分		101,019	1.46		0.00	101,019	1.46
			都道府県繰入金		21,494	0.31		0.00	21,494	0.31
			特定健康診査等負担金		15,942	0.23		0.00	15,942	0.23
		小 計		170,870	2.47	0	0.00	170,870	2.47	
		そ の 他 補 助 金		1	0.00		0.00	1	0.00	
		財 政 安 定 化 基 金 交 付 金		1	0.00		0.00	1	0.00	
	計				5,195,843	75.00	0	0.00	5,195,843	74.98
連 合 会 負 担 金				1	0.00		0.00	1	0.00	
財 産 収 入				304	0.00		0.00	304	0.00	
寄 付 金				1	0.00		0.00	1	0.00	
繰入金	一般会計繰入金	保 險 基 盤 安 定	保 險 税 軽 減 分		259,126	3.74		0.00	259,126	3.74
			保 險 者 支 援 分		135,125	1.95		0.00	135,125	1.95
			小 計		394,251	5.69	0	0.00	394,251	5.69
		職 員 給 与 費 等 (総 務 費)		99,618	1.44		0.00	99,618	1.44	
		出 産 育 児 一 時 金 等		10,000	0.14		0.00	10,000	0.14	
		財 政 安 定 化 支 援 事 業		100,732	1.45		0.00	100,732	1.45	
		未 就 学 児 均 等 割 分		2,269	0.03		0.00	2,269	0.03	
		産 前 産 後 保 險 料 分		672	0.01		0.00	672	0.01	
		そ の 他		0	0.00		0.00	0	0.00	
	小 計				607,542	8.77	0	0.00	607,542	8.77
	基 金 繰 入 金				1	0.00	120,000	12,000,000.00	120,001	1.73
	直 営 診 療 施 設 勘 定 繰 入 金				0	0.00		0.00	0	0.00
	計				607,543	8.77	120,000	19.75	727,543	10.50
繰 越 金				531	0.01	1,276	240.30	1,807	0.03	
諸 収 入				24,249	0.35		0.00	24,249	0.35	
市 町 村 債				1	0.00		0.00	1	0.00	
歳 入 合 計				6,928,093	100.00	1,276	0.02	6,929,369	100.00	

補正予算額 1,276 千円

【 歳 出 】

(単位：千円・%)

科 目				補正前		3月31日専決補正			
				当初予算額	構成比	補正額	増減率	補正後予算額	構成比
総務費	総 務 管 理 費			106,786	1.54	0	0.00	106,786	1.54
	徴 税 費			38,611	0.56		0.00	38,611	0.56
	運 営 協 議 会 費			355	0.01		0.00	355	0.01
	計			145,752	2.10	0	0.00	145,752	2.10
保険給付費	療養諸費	療 養 給 付 費	一 般 分	4,275,386	61.71		0.00	4,275,386	61.70
			退 職 分	1	0.00		0.00	1	0.00
			小 計	4,275,387	61.71	0	0.00	4,275,387	61.70
		療 養 費	一 般 分	32,228	0.47		0.00	32,228	0.47
			退 職 分	1	0.00		0.00	1	0.00
			小 計	32,229	0.47	0	0.00	32,229	0.47
		計		4,307,616	62.18	0	0.00	4,307,616	62.16
		審 査 支 払 手 数 料		12,247	0.18		0.00	12,247	0.18
	高 額 療 養 費	一 般 分	716,753	10.35		0.00	716,753	10.34	
		退 職 分	1	0.00		0.00	1	0.00	
		一般介護合算分	500	0.01		0.00	500	0.01	
		退職介護合算分	1	0.00		0.00	1	0.00	
		小 計	717,255	10.35	0	0.00	717,255	10.35	
	移 送 費	一 般 分	99	0.00		0.00	99	0.00	
		退 職 分	1	0.00		0.00	1	0.00	
		小 計	100	0.00	0	0.00	100	0.00	
	出 産 育 児 諸 費			15,000	0.22		0.00	15,000	0.22
	葬 祭 諸 費			2,580	0.04		0.00	2,580	0.04
	傷 病 手 当 金			50	0.00		0.00	50	0.00
	計			5,054,848	72.96	0	0.00	5,054,848	72.95
国 民 健 康 保 付 險 事 業 費 金	医 療 給 付 費 分	一 般 分	1,144,249	16.52		0.00	1,144,249	16.51	
		退 職 分	0	0.00		皆減	0	0.00	
		小 計	1,144,249	16.52	0	0.00	1,144,249	16.51	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	一 般 分	370,864	5.35		0.00	370,864	5.35	
		退 職 分	0	0.00		皆減	0	0.00	
		小 計	370,864	5.35	0	0.00	370,864	5.35	
	介 護 納 付 金 分		117,942	1.70		0.00	117,942	1.70	
	計		1,633,055	23.57	0	0.00	1,633,055	23.57	
共 同 事 業 拠 出 金			1	0.00		0.00	1	0.00	
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金			1	0.00		0.00	1	0.00	
保 健 事 業 費	保 事 業 費		特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	40,980	0.59		0.00	40,980	0.59
			保 健 衛 生 普 及 費	4,405	0.06		0.00	4,405	0.06
			健 康 推 進 事 業 費	4,039	0.06		0.00	4,039	0.06
			保 健 対 策 費	5,303	0.08		0.00	5,303	0.08
			高 額 療 養 費 貸 付 金	1	0.00		0.00	1	0.00
			医 療 費 適 正 化 対 策 費	20,337	0.29		0.00	20,337	0.29
			小 計	34,085	0.49	0	0.00	34,085	0.49
	特 別 総 合 保 健 事 業 費		10,768	0.16		0.00	10,768	0.16	
	計		85,833	1.24	0	0.00	85,833	1.24	
積 立 金			301	0.00		0.00	301	0.00	
公 債 費			2	0.00		0.00	2	0.00	
諸 支 出 金			7,037	0.10	1,276	18.13	8,313	0.12	
予 備 費			1,263	0.02		0.00	1,263	0.02	
歳 出 合 計			6,928,093	100.00	1,276	0.02	6,929,369	100.00	

(2) 日向市国民健康保険税条例の一部改正について

【改正の理由】

令和7年3月31日に公布された「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」(令和7年政令第119号)の施行に伴い、日向市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

関係法令が令和7年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行った。

【改正の主な内容】

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ
(第2条第2項・第3項、第17条第1項)

① 基礎課税額の賦課限度額

改正前	65万円
改正後	66万円

② 後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額

改正前	24万円
改正後	26万円

- (2) 国民健康保険税の減額対象となる所得基準の見直し
(第17条第1項、同項第2号及び第3号)

① 5割軽減

現行基準額 $43\text{万円} + \underline{29.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

改正後基準額 $43\text{万円} + \underline{30.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

② 2割軽減

現行基準額 $43\text{万円} + \underline{54.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

改正後基準額 $43\text{万円} + \underline{56\text{万円}} \times (\text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

【施行日等】

- (1) 施行日

令和7年4月1日から施行する。

- (2) 経過措置

改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

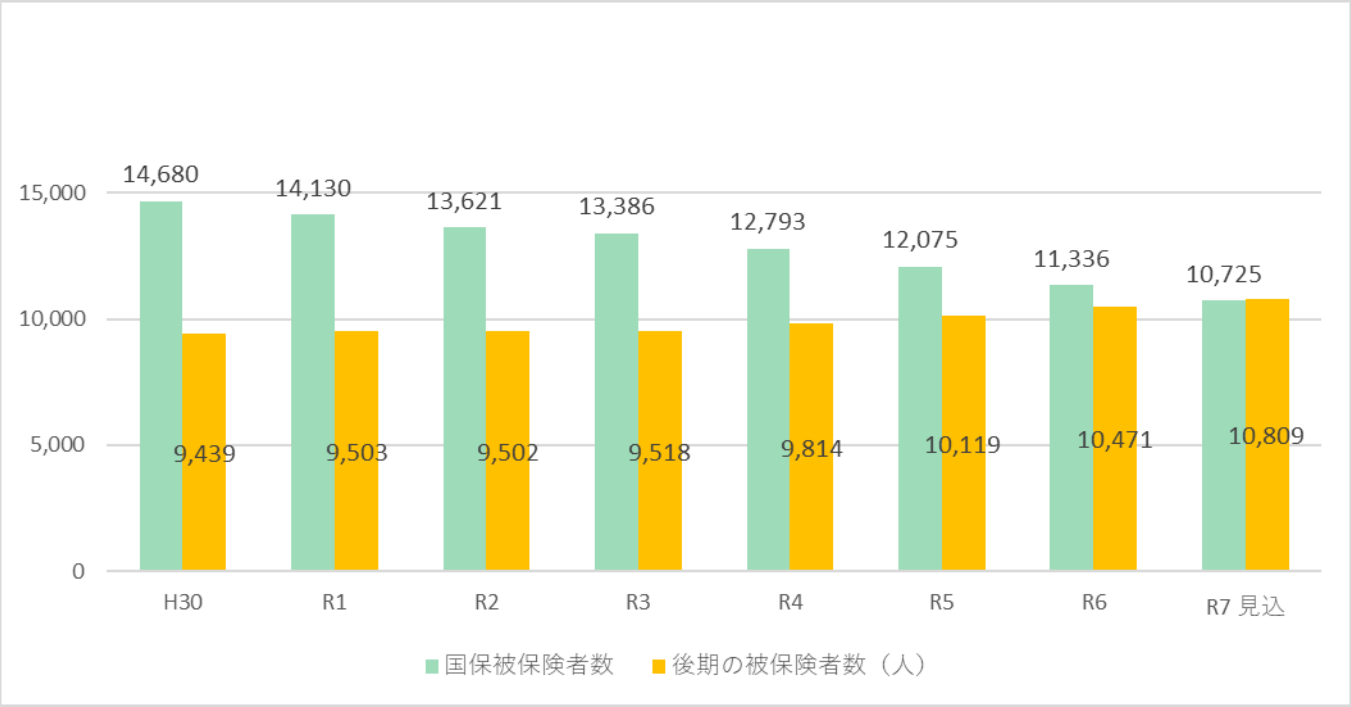
(3) 令和7年度日向市国民健康保険税の税率について

○ 令和7年度「国民健康保険税」税率算定の基礎データと国保の税率

項 目	主な税率算定基礎データ (前年度比等)	備 考
(1) 被保険者数 (見込) (3月－2月平均)	7年度被保険者数 10,725 人 (△5.39%) 詳細はP6をご参照ください。	5年度 12,075 人 6年度 11,336 人
② 世帯数 (見込) (3月－2月平均)	7年度世帯数 7,618 世帯 (△3.85%)	5年度 8,306 世帯 6年度 7,923 世帯
③ 年間医療費の 状況 (6年度)	全体費用額 5,334,885,475 円 (△4.25%) 1人当たり費用額 470,614 円 (1.99%) 詳細はP6をご参照ください。	
④ 年間医療費の 状況 (7年度見込)	全体費用額 5,200,624,190 円 (△2.52%) 1人当たり費用額 484,907 円 (3.04%) 詳細はP6をご参照ください。	
⑤ 一人当たり医療費 の県内順位 (6年3～9月)	医療費の高い順に県内26市町村中12位 (県内九市では5位) 詳細はP7をご参照ください。	県内26市町村中 4年度 15位 5年度 13位
⑥ 6年度決算見込	6年度決算見込(令和6年4月26日現在) 歳入見込額 6,603,083 千円 歳出見込額 6,475,322 千円 決算剰余金 127,761 千円 (基金積立 64,000 千円) (次年度繰越金 63,761 千円) 詳細はP8～P9をご参照ください。	6年度決算 基金繰入(見込) 120,000 千円
⑦ 国保基金保有額	5年度末基金保有額 297,878 千円 5年度決算剰余金基金積立金 69,000 千円 6年度基金積立金(基金利息) 301 千円 6年度基金繰入金 △120,000 千円(見込) ※6年度末基金保有額 247,179 千円(見込) 6年度決算剰余金基金積立金 64,000 千円(見込) 6年度決算後の基金保有額 311,179 千円(見込) 詳細はP10をご参照ください。	

⑧ 6 年度 保険税収納率の状況	6 年度実績・4 月末現在（前年度比） ■現年度分 一般 93.92%（△0.31%） 退職 ー 全体 93.92%（△0.31%） ■滞納繰越分 一般 21.70%（△0.76%） 退職 0.62%（△11.63%） 全体 21.67%（△0.77%）	5 年度 4 月末 （現年度分） 一般 94.23% 退職 ー 全体 94.23% （滞納繰越分） 一般 22.46% 退職 12.25% 全体 22.44%																												
⑨被保険者の所得と 固定資産の状況 （令和 7 年 4 月末現在）	（申告所得の状況） 課税標準額 5,713,085,743 円（ 7.86%） 一人当たり額 511,192 円（ 13.55%） 一世帯当たり額 727,967 円（ 12.00%） 詳細は P 14 をご参照ください。																													
	（固定資産の状況） 課税標準額 294,917,918 円（△ 3.07%） 一人当たり額 26,389 円（ 2.04%） 一世帯当たり額 37,579 円（ 0.65%） 詳細は P 14 をご参照ください。																													
⑩ 7 年度保険税率 （税率据置の場合） ・医療分 ・後期高齢者支援金分 ・介護分	（医療分） 所得割 8.60% 均等割 21,600 円 資産割 11.00% 平等割 21,600 円 （後期高齢者 所得割 3.10% 均等割 7,500 円 支援金分） 資産割 5.00% 平等割 7,400 円 （介護分） 所得割 2.90% 均等割 8,900 円 資産割 6.20% 平等割 7,200 円	3 つの区分とともに 24 年度引上 25 年度以降は据置																												
⑪ 7 年度 保険税の状況 （税率据置の場合）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>保険税額</th><th>対前年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療分</td><td>1 人当たり額 63,085 円</td><td>3,600 円</td></tr> <tr> <td>1 世帯当たり額 89,836 円</td><td>3,955 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">後期高齢者支援金分</td><td>1 人当たり額 22,841 円</td><td>1,430 円</td></tr> <tr> <td>1 世帯当たり額 32,527 円</td><td>1,615 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">計（医療分+支援金分）</td><td>1 人当たり額 85,926 円</td><td>5,030 円</td></tr> <tr> <td>1 世帯当たり額 122,363 円</td><td>5,570 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">介護分</td><td>1 人当たり額 27,969 円</td><td>1,219 円</td></tr> <tr> <td>1 世帯当たり額 31,831 円</td><td>1,433 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">合計（医療分+支援金分+介護分）</td><td>1 人当たり額 113,265 円</td><td>6,249 円</td></tr> <tr> <td>1 世帯当たり額 154,194 円</td><td>7,003 円</td></tr> </tbody> </table> ※高所得者が平均を押し上げている。		保険税額	対前年度	医療分	1 人当たり額 63,085 円	3,600 円	1 世帯当たり額 89,836 円	3,955 円	後期高齢者支援金分	1 人当たり額 22,841 円	1,430 円	1 世帯当たり額 32,527 円	1,615 円	計（医療分+支援金分）	1 人当たり額 85,926 円	5,030 円	1 世帯当たり額 122,363 円	5,570 円	介護分	1 人当たり額 27,969 円	1,219 円	1 世帯当たり額 31,831 円	1,433 円	合計（医療分+支援金分+介護分）	1 人当たり額 113,265 円	6,249 円	1 世帯当たり額 154,194 円	7,003 円	条例改正後の賦課 限度額の引き上げ を含む。
	保険税額	対前年度																												
医療分	1 人当たり額 63,085 円	3,600 円																												
	1 世帯当たり額 89,836 円	3,955 円																												
後期高齢者支援金分	1 人当たり額 22,841 円	1,430 円																												
	1 世帯当たり額 32,527 円	1,615 円																												
計（医療分+支援金分）	1 人当たり額 85,926 円	5,030 円																												
	1 世帯当たり額 122,363 円	5,570 円																												
介護分	1 人当たり額 27,969 円	1,219 円																												
	1 世帯当たり額 31,831 円	1,433 円																												
合計（医療分+支援金分+介護分）	1 人当たり額 113,265 円	6,249 円																												
	1 世帯当たり額 154,194 円	7,003 円																												
⑫県内九市保険者の 税率算定・国保事業運 営状況	令和 7 年 5 月 8 日現在の見込みとなります。 詳細は P 15～P 16 をご参照ください。																													
⑬主な改正事項等	日向市国保税条例の一部改正あり																													

○ 国保被保険者数

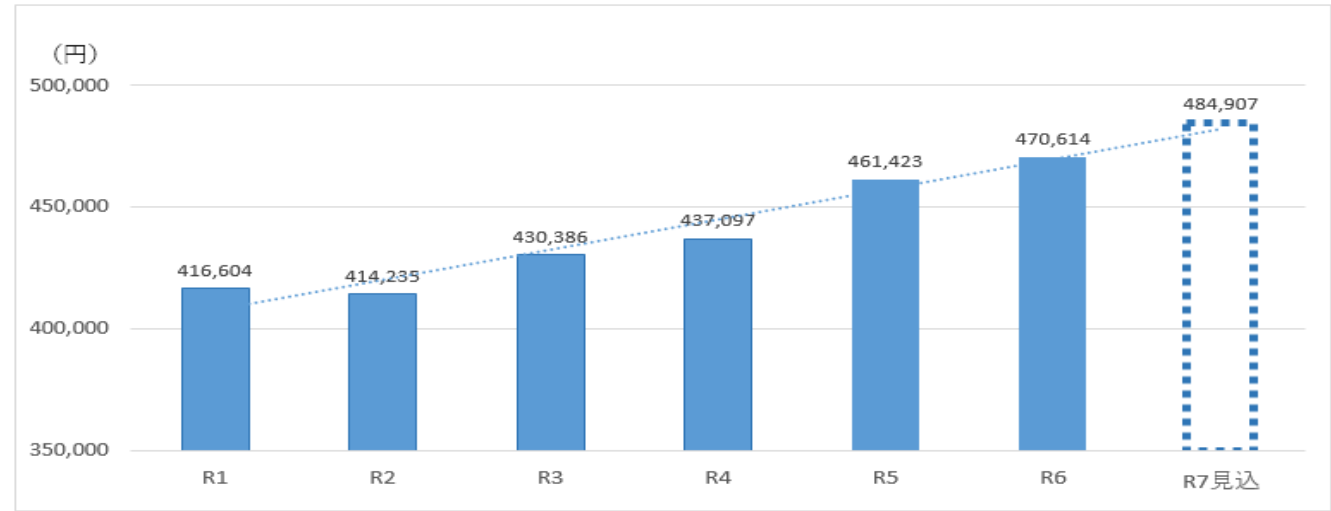


人口減少、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や短時間労働者への社会保険適用拡大等に伴い、被保険者数および世帯数は減少傾向が続いており、国保の規模が縮小していくことが見込まれている。団塊の世代の後期への移行は令和6年度で終了。
※団塊の世代・・・昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）に生まれた世代。

○ 医療費（費用額）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	5,642,291,932円	5,761,143,171円	5,591,778,209円	5,571,687,155円	5,334,885,475円

○ 一人当たり医療費（費用額）



実績				見込	
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率
430,386円	437,097円	461,423円	470,614円	484,907円	3.04%

○県内 26 市町村国民健康保険一人当たり医療費

●国保 1 人当たりの医療費（令和 6 年 3 月～令和 6 年 9 月診療分）

市町村	1人当たり医療費（円）				前年度比（％）
	令和5年3月～令和5年9月		令和6年3月～令和6年9月		
		順位		順位	
宮崎市	251,734	21	247,409	20	98.3
都城市	268,078	13	274,250	13	102.3
延岡市	257,235	17	266,491	14	103.6
日南市	307,477	5	318,109	3	103.5
小林市	273,578	10	289,695	6	105.9
日向市	268,490	12	275,941	12	102.8
串間市	272,344	11	278,620	11	102.3
西都市	252,756	20	257,016	19	101.7
えびの市	288,419	7	285,792	8	99.1
三股町	256,240	18	261,956	16	102.2
高原町	286,589	8	289,178	7	100.9
国富町	253,424	19	259,736	17	102.5
綾町	213,480	26	207,370	26	97.1
高鍋町	248,452	23	265,420	15	106.8
新富町	261,876	16	246,679	21	94.2
西米良村	348,602	1	299,180	5	85.8
木城町	266,113	14	215,817	25	81.1
川南町	251,283	22	240,094	24	95.5
都農町	223,817	25	241,530	22	107.9
門川町	263,645	15	257,199	18	97.6
諸塚村	290,656	6	350,286	1	120.5
椎葉村	240,650	24	281,231	10	116.9
高千穂町	310,535	4	317,234	4	102.2
日之影町	339,049	2	334,735	2	98.7
五ヶ瀬町	281,476	9	240,442	23	85.4
美郷町	318,465	3	283,551	9	89.0
県全体	262,199		264,167		100.8

〇令和6年度国民健康保険事業特別会計(決算見込)総括表

【 歳 入 】 (単位：円・％)

科 目				令和5年度		令和6年度				積算根拠		
				決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率			
国民健康保険税	一 般 分	医 療 給 付 費 現 年 分		693,650,386	10.08	661,087,435	10.01	△ 32,562,951	△ 4.69	20250409見込		
		後 期 高 齢 者 支 援 金 現 年 分		247,102,322	3.59	237,912,100	3.60	△ 9,190,222	△ 3.72	20250409見込		
		介 護 納 付 金 現 年 分		89,857,279	1.31	86,099,553	1.30	△ 3,757,726	△ 4.18	20250409見込		
		医 療 給 付 費 滞 納 繰 越 分		34,264,421	0.50	29,457,866	0.45	△ 4,806,555	△ 14.03	20250409見込		
		後 期 高 齢 者 支 援 金 滞 納 繰 越 分		11,912,695	0.17	10,309,857	0.16	△ 1,602,838	△ 13.45	20250409見込		
		介 護 納 付 金 滞 納 繰 越 分		6,875,476	0.10	5,922,648	0.09	△ 952,828	△ 13.86	20250409見込		
		小 計		1,083,662,579	15.75	1,030,789,460	15.61	△ 52,873,119	△ 4.88			
	退 職 分	医 療 給 付 費 現 年 分		0	0.00	0	0.00	0	－	20250409見込		
		後 期 高 齢 者 支 援 金 現 年 分		0	0.00	0	0.00	0	－	20250409見込		
		介 護 納 付 金 現 年 分		0	0.00	0	0.00	0	－	20250409見込		
		医 療 給 付 費 滞 納 繰 越 分		30,049	0.00	0	0.00	△ 30,049	△ 100.00	20250409見込		
		後 期 高 齢 者 支 援 金 滞 納 繰 越 分		10,642	0.00	0	0.00	△ 10,642	△ 100.00	20250409見込		
		介 護 納 付 金 滞 納 繰 越 分		15,647	0.00	2,147	0.00	△ 13,500	△ 86.28	20250409見込		
		小 計		56,338	0.00	2,147	0.00	△ 54,191	△ 96.19			
	計			1,083,718,917	15.75	1,030,791,607	15.61	△ 52,927,310	△ 4.88			
一 部 負 担 金				0	0.00	0	0.00	0	－	確定額		
分 担 金 及 び 負 担 金				0	0.00	0	0.00	0	－	確定額		
使 用 料 及 び 手 数 料				804,300	0.01	821,500	0.01	17,200	2.14	20250409見込		
国庫支出金			災 害 臨 時 特 例 補 助 金		14,000	0.00	0	0.00	△ 14,000	△ 100.00	確定額	
			国保制度関係業務事業補助金		0		0	0.00	0	－	確定額	
			社会保障・税番号制度システム整備費補助金		21,000	0.00	2,074,000	0.03	2,053,000		確定額	
			健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金		153,000	0.00	0	0.00	△ 153,000		確定額	
			計		188,000	0.00	2,074,000	0.03	1,886,000	1,003.19		
都道府県支出金	都道府県補助金	普 通 交 付 金		4,806,566,966	69.84	4,601,421,295	69.69	△ 205,145,671	△ 4.27	確定額		
		特 別 交 付 金	保 険 者 努 力 支 援 分		32,329,000	0.47	32,822,000	0.50	493,000	1.52	確定額	
			特 別 調 整 交 付 金 分		119,083,405	1.73	107,581,843	1.63	△ 11,501,562	△ 9.66	確定額	
			都 道 府 県 繰 入 金		33,565,000	0.49	29,986,000	0.45	△ 3,579,000	△ 10.66	確定額	
			特 定 健 康 診 査 等 負 担 金		13,338,000	0.19	15,400,000	0.23	2,062,000	15.46	確定額	
		小 計		198,315,405	2.88	185,789,843	2.81	△ 12,525,562	△ 6.32			
		そ の 他 補 助 金		0	0.00	0	0.00	0	－	確定額		
		財 政 安 定 化 基 金 交 付 金		0	0.00	0	0.00	0	－	確定額		
	計			5,004,882,371	72.72	4,787,211,138	72.50	△ 217,671,233	△ 4.35			
連 合 会 負 担 金				0	0.00	0	0.00	0	－	確定額		
財 産 収 入				120,260	0.00	300,590	0.00	180,330	149.95	確定額		
寄 付 金				0	0.00	0	0.00	0	－	確定額		
繰入金	一般会計繰入金	保 険 税 軽 減 分	保 險 税 軽 減 分		259,125,220	3.77	243,955,750	3.69	△ 15,169,470	△ 5.85	確定額	
			保 険 基 盤 安 定	保 險 者 支 援 分		135,124,889	1.96	128,852,012	1.95	△ 6,272,877	△ 4.64	確定額
				小 計		394,250,109	5.73	372,807,762	5.65	△ 21,442,347	△ 5.44	
		職 員 給 与 費 等 (総 務 費)		91,720,213	1.33	99,618,000	1.51	7,897,787	8.61	確定額		
		出 産 育 児 一 時 金 等		10,158,700	0.15	4,984,000	0.08	△ 5,174,700	△ 50.94	確定額		
		財 政 安 定 化 支 援 事 業		100,732,000	1.46	99,978,000	1.51	△ 754,000	△ 0.75	確定額		
		未 就 学 児 均 等 割 繰 入 金		2,268,861	0.03	2,207,261	0.03	△ 61,600	△ 2.72	確定額		
		産 前 産 後 保 険 料 繰 入 金		128,940	0.00	262,345	0.00	133,405	皆増	確定額		
		小 計		599,258,823	8.71	579,857,368	8.78	△ 19,401,455	△ 3.24			
	基 金 繰 入 金			100,000,000	1.45	120,000,000	1.82	20,000,000	－	確定額		
	直 営 診 療 施 設 勘 定 繰 入 金			0	0.00	0	0.00	0	－	確定額		
	計			699,258,823	10.16	699,857,368	10.60	598,545	0.09			
繰 越 金				76,133,399	1.11	67,264,012	1.02	△ 8,869,387	△ 11.65	確定額		
諸 収 入				17,343,730	0.25	14,763,134	0.22	△ 2,580,596	△ 14.88	20250415見込		
市 町 村 債				0	0.00	0	0.00	0	－	確定額		
歳 入 合 計				6,882,449,800	100.00	6,603,083,349	100.00	△ 279,366,451	△ 4.06			

科 目				令和5年度		令和6年度				積算根拠
				決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
総務費	総 務 管 理 費			97,462,912	1.44	101,004,157	1.56	3,541,245	3.63	20250428現在
	徴 税 費			31,307,027	0.46	35,095,135	0.54	3,788,108	12.10	20250428現在
	運 営 協 議 会 費			211,196	0.00	174,924	0.00	△ 36,272	△ 17.17	確定額
	計			128,981,135	1.91	136,274,216	2.10	7,293,081	5.65	
保険給付費	療養諸費	療 養 給 付 費	一 般 分	4,109,754,426	60.92	3,918,590,775	60.52	△ 191,163,651	△ 4.65	確定額
			退 職 分	0	0.00	0	0.00	0	－	確定額
			小 計	4,109,754,426	60.92	3,918,590,775	60.52	△ 191,163,651	△ 4.65	
		療 養 費	一 般 分	31,836,522	0.47	31,024,906	0.48	△ 811,616	△ 2.55	確定額
			退 職 分	0	0.00	0	0.00	0	－	確定額
			小 計	31,836,522	0.47	31,024,906	0.48	△ 811,616	△ 2.55	
		計		4,141,590,948	61.39	3,949,615,681	60.99	△ 191,975,267	△ 4.64	
	審 査 支 払 手 数 料			10,875,673	0.16	11,428,679	0.18	553,006	5.08	確定額
	高 額 療 養 費		一 般 分	665,153,885	9.86	651,812,420	10.07	△ 13,341,465	△ 2.01	確定額
			退 職 分	0	0.00	0	0.00	0	－	確定額
			一般介護合算分	235,717	0.00	207,133	0.00	△ 28,584	皆増	確定額
			退職介護合算分	0	0.00	0	0.00	0	－	確定額
			小 計	665,389,602	9.86	652,019,553	10.07	△ 13,370,049	△ 2.01	
	移送費		一 般 分	0	0.00	0	0.00	0	－	確定額
			退 職 分	0	0.00	0	0.00	0	－	確定額
			小 計	0	0.00	0	0.00	0		
	出 産 育 児 諸 費			15,238,050	0.23	7,476,000	0.12	△ 7,762,050	△ 50.94	確定額
	葬 祭 諸 費			2,420,000	0.04	1,840,000	0.03	△ 580,000	△ 23.97	確定額
	傷 病 手 当 金			0	0.00	0	0.00	0	皆減	確定額
	計			4,835,514,273	71.68	4,622,379,913	71.38	△ 213,134,360	△ 4.41	
納付金国民健康保険事業費	医 療 給 付 費 分		一 般 分	1,199,418,129	17.78	1,144,248,072	17.67	△ 55,170,057	△ 4.60	確定額
			退 職 分	119,144	0.00	0	0.00	△ 119,144	△ 100.00	確定額
			小 計	1,199,537,273	17.78	1,144,248,072	17.67	△ 55,289,201	△ 4.61	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分		一 般 分	374,377,296	5.55	370,863,894	5.73	△ 3,513,402	△ 0.94	確定額
			退 職 分	16,000	0.00	0	0.00	△ 16,000	皆増	確定額
			小 計	374,393,296	5.55	370,863,894	5.73	△ 3,529,402	△ 0.94	
	介 護 納 付 金 分			124,694,010	1.85	117,941,304	1.82	△ 6,752,706	△ 5.42	確定額
	計			1,698,624,579	25.18	1,633,053,270	25.22	△ 65,571,309	△ 3.86	
	共同事業拠出金			0	0.00	0	0.00	0	－	確定額
	財政安定化基金拠出金			0	0.00	0	0.00	0		確定額
保健事業費	保 健 事 業 費	保 健 費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	37,466,951	0.56	40,512,108	0.63	3,045,157	8.13	20250428現在
			保 健 衛 生 普 及 費	4,227,392	0.06	4,169,207	0.06	△ 58,185	△ 1.38	20250428現在
			健 康 推 進 事 業 費	3,347,327	0.05	2,498,679	0.04	△ 848,648	△ 25.35	20250428現在
			保 健 対 策 費	4,662,470	0.07	4,182,972	0.06	△ 479,498	△ 10.28	確定額
			高 額 療 養 費 貸 付 金	1,164,441	0.02	0	0.00	△ 1,164,441	皆増	確定額
			医 療 費 適 正 化 対 策 費	14,309,590	0.21	18,046,813	0.28	3,737,223	26.12	20250428現在
			小 計	27,711,220	0.41	28,897,671	0.45	1,186,451	4.28	
			特 別 総 合 保 健 事 業 費	10,253,556	0.15	9,770,938	0.15	△ 482,618	△ 4.71	確定額
	計			75,431,727	1.12	79,180,717	1.22	3,748,990	4.97	
	積立金			121,000	0.00	0	0.00	△ 121,000	△ 100.00	20250428現在
公債費			0	0.00	0	0.00	0	－	確定額	
諸支出金			7,513,074	0.11	4,433,896	0.07	△ 3,079,178	△ 40.98	20250428現在	
予備費			0	0.00	0	0.00	0	－	確定額	
歳 出 合 計			6,746,185,788	100.00	6,475,322,012	100.00	△ 270,863,776	△ 4.02		

歳入－歳出	127,761,337 円
基金積立	64,000,000 円
次年度繰越金	63,761,337 円

○国民健康国民健康保険基金積立金の状況

(単位:円)

年度	積立金		取り崩し額	年度末残高
	剰余金によるもの	予算によるもの		
H6	61,000,000	25,889,000	190,000,000	597,430,000
7	63,000,000	13,637,000	150,000,000	524,067,000
8	32,000,000	7,125,000	230,000,000	333,192,000
9	33,000,000	2,560,000	70,000,000	298,752,000
10	40,000,000	1,978,000	53,000,000	287,730,000
11	45,000,000	1,795,000	150,000,000	184,525,000
12	46,000,000	710,000	100,000,000	131,235,000
13	49,000,000	540,000	100,000,000	80,775,000
14	33,000,000	300,254,000	110,000,000	304,029,000
15	32,000,000	118,000	110,000,000	226,147,000
16	35,000,000	129,000	30,000,000	231,276,000
17	20,000,000	48,099,000		299,375,000
18	100,000,000	85,000	60,000,000	339,460,000
19	33,000,000	391,000		372,851,000
20	101,000,000	1,536,000	100,000,000	375,387,000
21	17,000,000	1,687,000	85,000,000	309,074,000
22	31,000,000	1,250,000	15,000,000	326,324,000
23	51,300,000	110,000	130,000,000	247,734,000
24	62,900,000	232,000	30,000,000	280,866,000
25	74,100,000	135,000	100,000,000	255,101,000
26	92,900,000	164,000	100,000,000	248,165,000
27	144,000,000	200,000	270,000,000	122,365,000
28	16,200,000	233,000	0	138,798,000
29	105,000,000	63,000	0	243,861,000
30	85,200,000	108,000	0	329,169,000
R元	82,200,000	57,000	0	411,426,000
2	10,000,000	127,000	201,000,000	220,553,000
3	24,000,000	125,000	0	244,678,000
4	76,000,000	79,000	0	320,757,000
5	77,000,000	121,000	100,000,000	297,878,000
6	69,000,000	301,000	120,000,000	247,179,000
7見込	64,000,000	見込 603,000	見込 0	見込 311,782,000

【参考】

令和6年度決算剰余金額	127,761,337	
令和7年度への繰越額	63,761,337	
基金積立額	64,000,000	
前年度末(令和6年度末)基金保有額	247,179,000	
令和6年度決算後の基金保有額	311,179,000	(剰余金積立後)
令和7年度末の基金保有額	見込 311,782,000	(利子積立後)

○県内九市基金保有状況

	基金の保有状況 一人当たり基金保有額		順位
	令和4年度	令和5年度	令和5年度
延岡市	108,889	124,066	1
都城市	86,145	94,507	2
日南市	76,275	87,750	3
えびの市	69,353	55,760	4
串間市	26,678	45,806	5
西都市	34,362	38,586	6
宮崎市	35,404	35,536	7
日向市	31,092	30,383	8
小林市	27,784	29,316	9
県平均	57,988	62,297	

○令和7年度国民健康保険事業特別会計 当初予算 総括表

【 歳 入 】

(単位：千円・%)

科 目				令和6年度（当初）		令和7年度（当初）				
				当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率	
国民健康保険税	一 般 分	医 療 給 付 費 現 年 分		746,242	10.71	767,037	11.44	20,795	2.79	
		後 期 高 齢 者 支 援 金 現 年 分		234,642	3.40	222,416	3.32	△ 12,226	△ 5.21	
		介 護 納 付 金 現 年 分		71,627	1.12	72,107	1.08	480	0.67	
		医 療 給 付 費 滞 納 繰 越 分		30,437	0.42	27,073	0.40	△ 3,364	△ 11.05	
		後 期 高 齢 者 支 援 金 滞 納 繰 越 分		9,166	0.15	9,508	0.14	342	3.73	
		介 護 納 付 金 滞 納 繰 越 分		5,330	0.09	5,029	0.08	△ 301	△ 5.65	
		小 計		1,097,444	15.89	1,103,170	16.46	5,726	0.52	
	退 職 分	医 療 給 付 費 滞 納 繰 越 分		1	0.00	18	0.00	17	1,700.00	
		後 期 高 齢 者 支 援 金 滞 納 繰 越 分		1	0.00	6	0.00	5	500.00	
		介 護 納 付 金 滞 納 繰 越 分		1	0.00	7	0.00	6	600.00	
		小 計		3	0.00	31	0.00	28	933.33	
	計				1,097,447	15.89	1,103,201	16.46	5,754	0.52
	一 部 負 担 金				4	0.00	3	0.00	△ 1	△ 25.00
分 担 金 及 び 負 担 金				2	0.00	2	0.00	0	0.00	
使 用 料 及 び 手 数 料				1,037	0.02	913	0.01	△ 124	△ 11.96	
国庫支出金		災 害 臨 時 特 例 補 助 金		1	0.00	1	0.00	0	0.00	
		社会保険-税番号制度システム整備費等補助金		0		1	0.00	1	皆増	
		計		1	0.00	2	0.00	1	100.00	
都道府県支出金	都道府県補助金	普 通 交 付 金		5,024,971	72.57	4,821,383	71.93	△ 203,588	△ 4.05	
		特 別 交 付 金	保険者努力支援分	32,249	0.52	30,896	0.46	△ 1,353	△ 4.20	
			特別調整交付金分	99,610	1.56	109,786	1.64	10,176	10.22	
			都道府県繰入金	21,227	0.30	21,153	0.32	△ 74	△ 0.35	
			特定健康診査等負担金	12,208	0.18	13,436	0.20	1,228	10.06	
		小 計		165,294	2.56	175,271	2.61	9,977	6.04	
		そ の 他 補 助 金		1	0.00	1	0.00	0	0.00	
	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金		1	0.00	1	0.00	0	0.00		
計				5,190,267	75.13	4,996,656	74.54	△ 193,611	△ 3.73	
連 合 会 負 担 金				1	0.00	1	0.00	0	0.00	
財 産 収 入				155	0.00	606	0.01	451	290.97	
寄 付 金				1	0.00	1	0.00	0	0.00	
繰入金	一般会計繰入金	保 険 基 盤 安 定	保 険 税 軽 減 分	259,126	3.65	243,956	3.64	△ 15,170	△ 5.85	
			保 険 者 支 援 分	135,125	1.95	128,852	1.92	△ 6,273	△ 4.64	
			小 計	394,251	5.61	372,808	5.56	△ 21,443	△ 5.44	
		職 員 給 与 費 等（総務費）		96,909	1.42	100,606	1.50	3,697	3.81	
		出 産 育 児 一 時 金 等		10,000	0.18	8,667	0.13	△ 1,333	△ 13.33	
		財 政 安 定 化 支 援 事 業		100,732	1.37	99,978	1.49	△ 754	△ 0.75	
		未 就 学 児 均 等 割 分		2,269	0.04	2,207	0.03	△ 62	△ 2.73	
		産 前 産 後 保 険 料 分		672	0.00	263	0.00	△ 409	△ 60.86	
		そ の 他		0	0.00	0	0.00	0	－	
		小 計		604,833	8.61	584,529	8.72	△ 20,304	△ 3.36	
	基 金 繰 入 金		1	0.00	1	0.00	0	0.00		
	直 営 診 療 施 設 勘 定 繰 入 金		0	0.00	0	0.00	0	－		
計				604,834	8.61	584,530	8.72	△ 20,304	△ 3.36	
繰 越 金				1	0.00	1	0.00	0	0.00	
諸 収 入				24,249	0.35	17,083	0.25	△ 7,166	△ 29.55	
市 町 村 債				1	0.00	1	0.00	0	0.00	
歳 入 合 計				6,918,000	100.00	6,703,000	100.00	△ 215,000	△ 3.11	

科 目				令和6年度（当初）		令和7年度（当初）			
				当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
総務費	総 務 管 理 費			101,263	1.52	107,294	1.60	6,031	5.96
	徴 税 費			37,891	0.48	39,130	0.58	1,239	3.27
	運 営 協 議 会 費			355	0.01	393	0.01	38	10.70
	計			139,509	2.00	146,817	2.19	7,308	5.24
保険給付費	療養諸費	療 養 給 付 費	一 般 分	4,275,386	61.32	4,099,922	61.17	△ 175,464	△ 4.10
			退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減
			小 計	4,275,387	61.32	4,099,922	61.17	△ 175,465	△ 4.10
		療 養 費	一 般 分	32,228	0.59	36,938	0.55	4,710	14.61
			退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減
			小 計	32,229	0.59	36,938	0.55	4,709	14.61
		計		4,307,616	61.91	4,136,860	61.72	△ 170,756	△ 3.96
		審 査 支 払 手 数 料		12,247	0.17	11,469	0.17	△ 778	△ 6.35
	高 額 療 養 費	一 般 分	716,753	10.66	683,923	10.20	△ 32,830	△ 4.58	
		退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減	
		一般介護合算分	500	0.01	500	0.01	0	0.00	
		退職介護合算分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減	
		小 計	717,255	10.66	684,423	10.21	△ 32,832	△ 4.58	
	移 送 費	一 般 分	99	0.00	100	0.00	1	1.01	
		退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減	
		小 計	100	0.00	100	0.00	0	0.00	
	出 産 育 児 諸 費			15,000	0.26	13,000	0.19	△ 2,000	△ 13.33
	葬 祭 諸 費			2,580	0.04	2,900	0.04	320	12.40
	傷 病 手 当 金			50	0.01	20	0.00	△ 30	△ 60.00
	計			5,054,848	73.05	4,848,772	72.34	△ 206,076	△ 4.08
国納 民健康 保付 険事業 費金	医 療 給 付 費 分	一 般 分	1,157,799	16.72	1,166,764	17.41	8,965	0.77	
		退 職 分	54	0.00	0	0.00	△ 54	皆減	
		小 計	1,157,853	16.73	1,166,764	17.41	8,911	0.77	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	一 般 分	364,067	5.22	338,324	5.05	△ 25,743	△ 7.07	
		退 職 分	1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減	
		小 計	364,068	5.22	338,324	5.05	△ 25,744	△ 7.07	
	介 護 納 付 金 分		111,136	1.74	109,686	1.64	△ 1,450	△ 1.30	
	計		1,633,057	23.68	1,614,774	24.09	△ 18,283	△ 1.12	
共 同 事 業 拠 出 金			1	0.00	0	0.00	△ 1	皆減	
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金			1	0.00	1	0.00	0	0.00	
保健事業費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費			38,311	0.50	42,403	0.63	4,092	10.68
	保 健 事 業 費	保 健 費	保 健 衛 生 普 及 費	4,405	0.06	4,364	0.07	△ 41	△ 0.93
			健 康 推 進 事 業 費	4,039	0.06	4,584	0.07	545	13.49
			保 健 対 策 費	5,303	0.08	5,013	0.07	△ 290	△ 5.47
			高 額 療 養 費 貸 付 金	1	0.00	1	0.00	0	0.00
			医 療 費 適 正 化 対 策 費	19,904	0.22	21,007	0.31	1,103	5.54
			小 計	33,652	0.41	34,969	0.52	1,317	3.91
	特 別 総 合 保 健 事 業 費			10,697	0.15	9,419	0.14	△ 1,278	△ 11.95
	計			82,660	1.07	86,791	1.29	4,131	5.00
積 立 金			152	0.00	603	0.01	451	296.71	
公 債 費			2	0.00	2	0.00	0	0.00	
諸 支 出 金			6,507	0.14	4,456	0.07	△ 2,051	△ 31.52	
予 備 費			1,263	0.05	784	0.01	△ 479	△ 37.93	
歳 出 合 計				6,918,000	100.00	6,703,000	100.00	△ 215,000	△ 3.11

○日向市国保被保険者の所得と固定資産の状況

1)被保険者所得の状況

〔単位／人・％・円・世帯〕										
年度	被保険者数	伸率	課税標準額	伸率	1人当たり所得		世帯数	伸率	1世帯当たり所得	
					所得額	伸率			所得額	伸率
3	13,719	△ 1.59	5,873,990,510	△ 2.02	428,165	△ 0.44	9,072	△ 0.17	647,486	△ 1.86
4	12,276	△ 10.52	5,606,372,762	△ 4.56	456,694	6.66	8,322	△ 8.27	673,681	4.05
5	12,434	1.29	5,474,151,907	△ 2.36	440,257	△ 3.60	8,490	2.02	644,776	△ 4.29
6	11,765	△ 5.38	5,296,604,144	△ 3.24	450,200	2.26	8,149	△ 4.02	649,970	0.81
7	11,176	△ 5.01	5,713,085,743	7.86	511,192	13.55	7,848	△ 3.69	727,967	12.00

※被保険者数・世帯数は、税率算定時の数値を使用

2)被保険者固定資産の状況

〔単位／人・％・円・世帯〕								
年度	課税標準額	伸率	1人当たり固定資産		世帯数	伸率	1世帯当たり固定資産	
			固定資産額	伸率			固定資産額	伸率
3	340,885,675	△ 3.61	24,848	△ 2.05	9,072	△ 0.17	37,576	△ 3.45
4	302,058,775	△ 11.39	24,606	△ 0.97	8,322	△ 8.27	36,296	△ 3.40
5	315,211,343	4.35	25,351	3.03	8,490	2.02	37,127	2.29
6	304,248,230	△ 3.48	25,860	2.01	8,149	△ 4.02	37,336	0.56
7	294,917,918	△ 3.07	26,389	2.04	7,848	△ 3.69	37,579	0.65

○令和7年度の保険税率の試算（国保標準システム）

調定額 × 収納率 95.27%（行革大綱目標値）＝ 収納見込額 10 億 734 万 9,025 円
収納見込額 10 億 734 万 9,025 円 － 保険税必要額 12 億 4,935 万 6,150 円 ＝ △2 億 4,200 万 7,125 円

※ 保険税の必要額は宮崎県が示す標準保険料率の積算資料に基づく

不足額は繰越金と国民健康保険基金の取崩にて対応となる見込

■ 令和7年度税率(案) <税率据え置き>

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分（賦課限度額 66 万円）	8.60	11.00	21,600	21,600
支援分（賦課限度額 26 万円）	3.10	5.00	7,500	7,400
介護分（賦課限度額 17 万円）	2.90	6.20	8,900	7,200

※ 賦課限度額については、令和7年度から医療分が 65 万円から 66 万円へ、支援分の限度額が 24 万円から 26 万円へと引き上げとなり、合計 109 万円となります。

○日向市国民健康保険税の税率の推移

(単位:円)

年度	医療分				支援金等分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
6	5.93	15.00	20,700	20,900								
7	5.99	15.00	21,300	21,500								
8	6.45	15.00	22,500	22,700								
9	6.45	15.00	22,900	23,100								
10	6.65	15.00	24,000	23,800								
11	6.65	15.00	24,000	23,800								
12	6.65	15.00	24,000	23,800					0.72	2.50	5,000	3,200
13	7.70	15.00	24,400	24,100					0.98	3.35	5,600	3,600
14	7.70	15.00	24,400	24,100					0.98	3.35	5,600	3,600
15	7.70	15.00	24,400	24,100					0.98	3.35	5,600	3,600
16	8.95	15.00	24,900	24,900					1.89	4.60	6,900	5,900
17	8.95	15.00	24,900	24,900					1.89	4.60	6,900	5,900
18	8.95	15.00	24,900	24,900					2.18	5.80	8,400	7,000
19	8.95	15.00	24,900	24,900					2.18	5.80	8,400	7,000
20	6.25	10.45	17,600	17,600	2.70	4.55	7,300	7,300	2.18	5.80	8,400	7,000
21	6.25	10.45	17,600	17,600	2.70	4.55	7,300	7,300	2.18	5.80	8,400	7,000
22	7.95	10.50	19,400	19,400	2.70	4.50	7,200	7,400	2.82	6.00	8,600	7,200
23	7.95	10.50	19,400	19,400	2.70	4.50	7,200	7,400	2.82	6.00	8,600	7,200
24	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
25	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
26	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
27	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
28	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
29	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
30	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
R元	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
2	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
3	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
4	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
5	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
6	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200
7	8.60	11.00	21,600	21,600	3.10	5.00	7,500	7,400	2.90	6.20	8,900	7,200

○県内九市の国民健康保険税賦課状況

区分	年度	医療分					後期高齢者支援金等分					介護分					賦課月	期	備考
		所得割	資産割	均等割	平等割	改定	所得割	資産割	均等割	平等割	改定	所得割	資産割	均等割	平等割	改定			
宮崎市	3	8.70	—	27,000	19,800	据置	3.00	—	9,100	6,600	据置	2.20	—	9,100	5,000	据置	6月	10期	R2年度は医療分を引き上げ、後期分と介護分は実質引き下げ(一人世帯は変わらず)。
	4	8.70	—	27,000	19,800	据置	3.00	—	9,100	6,600	据置	2.20	—	9,100	5,000	据置			
	5	8.70	—	27,000	19,800	据置	3.00	—	9,100	6,600	据置	2.20	—	9,100	5,000	据置			
	6	8.70	—	27,000	19,800	据置	3.00	—	9,100	6,600	据置	2.20	—	9,100	5,000	据置			
	7	8.70	—	27,000	19,800	据置	3.00	—	9,100	6,600	据置	2.20	—	9,100	5,000	据置			
都城市	3	11.40	21.60	26,300	25,600	据置	2.05	4.30	5,000	4,800	据置	2.70	4.30	7,800	6,200	据置	6月	10期	24年度以降据置。
	4	11.40	21.60	26,300	25,600	据置	2.05	4.30	5,000	4,800	据置	2.70	4.30	7,800	6,200	据置			
	5	11.40	21.60	26,300	25,600	据置	2.05	4.30	5,000	4,800	据置	2.70	4.30	7,800	6,200	据置			
	6	11.40	21.60	26,300	25,600	据置	2.05	4.30	5,000	4,800	据置	2.70	4.30	7,800	6,200	据置			
	7	11.40	21.60	26,300	25,600	据置	2.05	4.30	5,000	4,800	据置	2.70	4.30	7,800	6,200	据置			
延岡市	3	8.45	15.50	22,800	22,800	据置	2.80	3.00	7,200	7,200	据置	2.80	—	13,200	—	据置	7月	8期	27年度に基金を全額投入して医療分と後期分を引き上げて以降据置。 課税限度額 医療分 58万円 支援分 10万円 介護分 16万円
	4	8.45	15.50	22,800	22,800	据置	2.80	3.00	7,200	7,200	据置	2.80	—	13,200	—	据置			
	5	8.45	15.50	22,800	22,800	据置	2.80	3.00	7,200	7,200	据置	2.80	—	13,200	—	据置			
	6	8.45	15.50	22,800	22,800	据置	2.80	3.00	7,200	7,200	据置	2.80	—	13,200	—	据置			
	7	8.45	15.50	22,800	22,800	据置	2.80	3.00	7,200	7,200	据置	2.80	—	13,200	—	据置			
日南市	3	9.95	23.00	27,800	21,800	据置	2.50	5.60	6,800	5,000	据置	2.80	6.80	9,200	5,000	据置	6月	10期	27・28年度に基金を全額投入しながらも据置。
	4	9.95	23.00	27,800	21,800	据置	2.50	5.60	6,800	5,000	据置	2.80	6.80	9,200	5,000	据置			
	5	9.95	23.00	27,800	21,800	据置	2.50	5.60	6,800	5,000	据置	2.80	6.80	9,200	5,000	据置			
	6	9.95	23.00	27,800	21,800	据置	2.50	5.60	6,800	5,000	据置	2.80	6.80	9,200	5,000	据置			
	7	9.95	23.00	27,800	21,800	据置	2.50	5.60	6,800	5,000	据置	2.80	6.80	9,200	5,000	据置			
小林市	3	9.67	11.58	23,300	23,100	据置	3.34	2.89	7,000	7,300	据置	2.64	3.00	7,600	6,100	据置	7月	8期	27年度引き上げて以降据置。 R6年度引上げ。
	4	9.67	11.58	23,300	23,100	据置	3.34	2.89	7,000	7,300	据置	2.64	3.00	7,600	6,100	据置			
	5	9.67	11.58	23,300	23,100	据置	3.34	2.89	7,000	7,300	据置	2.64	3.00	7,600	6,100	据置			
	6	11.71	11.58	26,800	26,100	引上	3.87	2.89	7,700	7,900	引上	2.92	3.00	7,600	6,100	引上			
	7	11.71	11.58	26,800	26,100	据置	3.87	2.89	7,700	7,900	据置	2.92	3.00	7,600	6,100	据置			
串間市	3	9.50	25.60	26,000	25,000	据置	2.20	7.00	6,300	6,000	据置	2.50	8.30	8,800	6,100	据置	7月	8期	27年度に医療分のみ引き上げて以降据置。 7年度 医療分均等割引き上げ 資産割引き下げ
	4	9.50	25.60	26,000	25,000	据置	2.20	7.00	6,300	6,000	据置	2.50	8.30	8,800	6,100	据置			
	5	9.50	25.60	26,000	25,000	据置	2.20	7.00	6,300	6,000	据置	2.50	8.30	8,800	6,100	据置			
	6	9.50	25.60	26,000	25,000	据置	2.20	7.00	6,300	6,000	据置	2.50	8.30	8,800	6,100	据置			
	7	9.50	19.20	26,500	25,000	引上	2.20	5.25	6,300	6,000	引下	2.50	6.23	8,800	6,100	引下			
西都市	3	8.50	—	26,600	25,500	据置	3.10	—	9,700	9,600	据置	1.83	—	9,600	6,600	据置	7月	8期	30年度に資産割を廃止し、税率調整を行ったが、R元年度に医療分と後期分を引き上げ、介護分を引き下げた。
	4	8.50	—	26,600	25,500	据置	3.10	—	9,700	9,600	据置	1.83	—	9,600	6,600	据置			
	5	8.50	—	26,600	25,500	据置	3.10	—	9,700	9,600	据置	1.83	—	9,600	6,600	据置			
	6	8.50	—	26,600	25,500	据置	3.10	—	9,700	9,600	据置	1.83	—	9,600	6,600	据置			
	7	8.50	—	26,600	25,500	据置	3.10	—	9,700	9,600	据置	1.83	—	9,600	6,600	据置			
えびの市	3	9.28	21.00	25,000	22,400	据置	2.60	6.00	7,200	6,100	据置	2.50	7.57	8,500	6,100	据置	7月	8期	28年度引上げて以降据置。 R6年度引上げ。
	4	9.28	21.00	25,000	22,400	据置	2.60	6.00	7,200	6,100	据置	2.50	7.57	8,500	6,100	据置			
	5	9.28	21.00	25,000	22,400	据置	2.60	6.00	7,200	6,100	据置	2.50	7.57	8,500	6,100	据置			
	6	9.74	21.00	26,800	22,400	引上	2.84	6.00	8,200	6,100	引上	2.50	7.57	8,800	6,100	引上			
	7	9.74	21.00	26,800	22,400	据置	2.84	6.00	8,200	6,100	据置	2.50	7.57	8,800	6,100	据置			
日向市	3	8.60	11.00	21,600	21,600	据置	3.10	5.00	7,500	7,400	据置	2.90	6.20	8,900	7,200	据置	6月	10期	24年度引き上げて以降据置。
	4	8.60	11.00	21,600	21,600	据置	3.10	5.00	7,500	7,400	据置	2.90	6.20	8,900	7,200	据置			
	5	8.60	11.00	21,600	21,600	据置	3.10	5.00	7,500	7,400	据置	2.90	6.20	8,900	7,200	据置			
	6	8.60	11.00	21,600	21,600	据置	3.10	5.00	7,500	7,400	据置	2.90	6.20	8,900	7,200	据置			
	7	8.60	11.00	21,600	21,600	据置	3.10	5.00	7,500	7,400	据置	2.90	6.20	8,900	7,200	据置			

※ 令和7年度は各市とも予定での税率

○県内保険税水準の統一について

統一へ向けた県内8市の状況等（令和7年5月8日調査時点）

自治体名	6年度税率	7年度税率	賦課方式	4方式⇒3方式への移行時期	その他特記事項
宮崎市	据置	据置	3方式	不明	
都城市	据置	据置	4方式	協議中	
延岡市	据置	据置予定	4方式	協議中	※介護納付金分は2方式
小林市	引上げ	据置予定	4方式	協議中	
日南市	据置	据置予定	4方式	協議中	
串間市	据置	資産税割 1/4 引下 医療分均等割 500 円引上	4方式	移行中	
えびの市	引上げ	据置予定	4方式	協議中	
西都市	据置	据置予定	3方式	平成 30 年度から移行済	

参考【保険税の算定方式】

種類		賦課の方法	4方式	3方式	2方式
応益分 (受益に応じて等しく賦課)	均等割	世帯に属する被保険者数に応じて賦課	○	○	○
	平等割	世帯ごとに賦課	○	○	
応能分 (負担能力に応じて賦課)	所得割	世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課	○	○	○
	資産割	世帯に属する被保険者の固定資産税に応じて賦課	○		

○子ども・子育て支援金制度について

令和8年度から徴収が開始される子ども・子育て支援金制度について、支援納付金の算定に当たって必要となる諸係数や賦課限度額等の政令は、来年1月から3月に正式な告示が発出される予定。

(参考)

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）				
(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)				
	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円

○マイナ保険証の利用状況について

- マイナンバーカードの保有率（4月末）
本市 82.0% 宮崎県 84.2% 全国 78.4%
- 本市の国民健康保険における
マイナ保険証登録率（2月末）
74.30%
マイナ保険証利用率（2月末）
23.50% （県内市町村25位） 県平均 29.24%
- 本市の後期高齢者医療における
マイナ保険証登録率（1月末）
74.01% 県平均 73.44%
マイナ保険証利用率（1月末）
31.68% （県内市町村19位） 県平均 34.64%

関係法令

◇国民健康保険法（抜粋）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

◇国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第 3 条 第 1 ～ 2 項 略

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

◇国民健康保険法施行事務の取扱いについて（抜粋）

昭和 34 年 1 月 27 日付厚生省保険局長通知

第 4 市町村の運営に関する事項

（国民健康保険運営協議会）

3 法第 11 条に規定する国民健康保険事業に関する重要事項とは、一部負担金の負担割合、保険料の賦課方法、給付期間、保険給付の種類及び内容の変更並びに保健施設の実施大綱の策定等のことであり、直営診療施設の設置は当然同条の重要事項に該当するものであること。

なお、国民健康保険運営協議会の組織については、被保険者を代表する委員、国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織することとし、現実には委員を何名とするかは、各市町村の実情により決定すべきものであること（法第 11 条、令第 3 条・第 5 条）

◇日向市国民健康保険条例（抜粋）

昭和34年 6 月 4 日条例第 8 号

第 1 章 市が行う国民健康保険

（市が行う国民健康保険）

第 1 条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
 - (3) 公益を代表する委員 4人
- (規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

◇日向市国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

昭和34年7月30日規則第9号

(趣旨)

第1条 日向市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関しては法令又は日向市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

(権限)

第2条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について市長の諮問に応ずるとともに必要があるときは市長に意見を述べることができる。

2 協議会は、被保険者その他の利害関係者から国民健康保険に関する意見の申立があつたときは、これに意見を付して市長に提出することができる。

(委員の任命)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(招集)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(定足数)

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報告)

第6条 会長は、協議会の会議を開いたときは、その結果をすみやかに市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

◇日向市国民健康保険基金条例

昭和39年6月30日条例第23号

(設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、日向市国民健康保険基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎年度当該年度の日向市国民健康保険事業特別会計(以下「特別会計」という。)の剰余金の2分の1に相当する額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を特別会計の歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(1) 保健事業の費用に充てる場合

(2) 国民健康保険税の大幅な税率の引上げを緩和する等国民健康保険税の水準について適切な見直しを行う場合

(3) 国民健康保険税の賦課割合の平準化及び限度額引上げを実施する際の激変緩和を図る場合

(4) 特別会計において歳入不足が見込まれる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前準備金に属していた現金、債権及び有価証券等については、この基金に属する基金とする。

3 日向市国民健康保険条例(昭和34年日向市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第17条まで 削除

附 則(平成2年6月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月19日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日向市健康づくり振興基金条例の廃止)

2 日向市健康づくり振興基金条例(平成5年日向市条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成20年2月28日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月24日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年2月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

日向市国民健康保険運営協議会委員名簿

区 分	氏 名	
被保険者代表	梅 野 美和子	
	高 橋 亜紀子	
	稲 田 利 文	
	橋 口 昭太郎	
保険医代表	甲 斐 史 朗	市郡医師会 理事
	新 名 克 彦	市郡医師会 理事
	大 川 浩 史	市・郡歯科医師会 専務理事
	石 崎 美代子	市・郡薬剤師会 理事
公益代表	鈴 木 道 雄	学識経験者
	治 田 里 美	社会福祉協議会
	野 口 洋	日向市商工会議所
	竹 田 裕見子	日向市民生委員・児童委員

日向市国民健康保険関係職員名簿

(令和7年4月1日現在)

部・課名等	役 職 名	氏 名
市民環境部	部 長	歌 津 京 子
国民健康保険課	課 長	川 越 康 幸
	課長補佐兼 国民健康保険係長	宮 内 志 穂
	国民健康保険係	有 馬 未 来
	保険税係長	加 那 屋 宏 美
	保険税係	松 本 拓 也
(健康長寿部) 健康増進課	課 長	治 田 健 吾
	課長補佐兼 健康づくり係長	黒 木 照 代
	健康づくり係主査	矢 野 架 衣

※国保運営協議会に出席する職員のみ掲載。